

# 次期健康関連計画策定業務 公募型プロポーザル方式等実施要項

## 1 対象事業の目的

本市では、こどもから高齢者まですべての市民がともに支えあい、すこやかに心豊かに生活できることを目指し、「第2次健康もりやま21」「守山市生涯歯科保健計画」「第2次守山市食育推進計画」「守山市自殺対策計画」の4計画を策定し、健康づくりを推進してきた。このようななか、これらの計画が令和5年度に計画の終期を迎えることから、計画の最終評価を行い、国・県の計画と整合性を図るなか、4計画を統合した次期計画の策定を委託することにより、着実かつ効率的に計画を策定することを目的とする。

## 2 業務名

次期健康関連計画策定業務

## 3 業務場所

守山市下之郷三丁目2番5号 守山市福祉保健センター

## 4 業務内容

別紙 委託業務仕様書のとおり

## 5 見積上限価格（税抜き価格）

金 6,916,640 円

## 6 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 7 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

本業務は各計画のノウハウや直近の情報を有していることや計画策定に対する知識、技術力、経験等が必要な業務であり、価格だけの競争にはなじまないため。

## 8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- ・実施要項、募集要項発表 令和4年4月4日（月）
- ・質問締め切り 令和4年4月15日（金）
- ・質問回答 令和4年4月22日（金）

- ・ 提案書提出期限 令和 4 年 5 月 9 日（月）
- ・ 一次審査結果通知（発送） 令和 4 年 5 月 11 日（水）
- ・ 二次審査提案書提出締切 令和 4 年 5 月 20 日（金）
- ・ 二次審査実施 令和 4 年 5 月 25 日（水）
- ・ 審査結果通知発送 令和 4 年 6 月上旬

## 9 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

## 10 公募条件、応募期間、応募方法および指名業者選定基準

別紙募集要項のとおり

## 11 提案書作成要領

### (1) 一次審査

ア 提案内容（一次審査に係る提案内容。二次審査に係るプレゼンテーションのための提案書については、一次審査結果通知後に追加で提出すること。）

- (ア) 業務実績（過去 10 年以内の本業務と同種の業務の請負実績）
- (イ) 計画作成イメージ（過去に作成した計画書の見本等）
- (ウ) 本計画策定にかかる業務体制・連絡調整等
- (エ) 業務の見積書

イ 提案書の様式および部数

- (ア) 参加申込書（様式 1）
- (イ) 業務実績（任意様式）
- (ウ) 業務体制、策定スケジュール（任意様式）
- (エ) 見積書（様式 2）

提出部数：各 1 部

ウ 提出期限

令和 4 年 5 月 9 日（月）受付時間は執務時間中とする。

エ 提出方法

持参による。（郵送等は不可）

### (2) 二次審査

ア 提案内容

- (ア) 計画策定にかかる現状把握
- (イ) 計画策定にかかる住民意識調査
- (ウ) 計画策定にかかる企画調整
- (エ) 計画策定にかかる重点項目およびその取組の視点

- (オ) 業務体制・業務管理の方法・市との連絡調整
- イ 提案書の様式および部数
  - (ア) 提案書：任意様式
  - (イ) 提出部数：10部
- ウ 提出期限
  - 令和4年5月20日（金）
- エ 提出方法
  - 持参または郵送とする。
- (3) 一次審査・二次審査共通事項
  - ア 提出場所
    - 守山市健康福祉部すこやか生活課
  - イ 記入上の注意
    - ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。
    - ・提出期限に遅れたものは失格とする。
    - ・一度提出された提案書等の差替えは受付けない。
    - ・提案書提出後は辞退することはできない。

## 12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、下記の方法で受け付ける。

### (1) 質問方法

質問事項は、質問書（様式は問わない）にて、すこやか生活課に提出すること。提出方法は、持参または電子メール、FAX、郵送等（提出期限必着）によるものとする。電話および口頭による受付はできないので、留意すること。

電子メールにて質問する場合は、表題を「次期健康関連計画策定質問書（提案者名）」として下記のメールアドレスへ送信することとし、電話での受信確認を行うこと。

メールアドレス：sukoyaka@city.moriyama.lg.jp

### (2) 受付締切日

令和4年4月15日（金） 受付時間は執務時間中とする。

### (3) 回答日時および回答方法

令和4年4月22日（金） 午後2時から

質問の内容およびそれに対する回答はすこやか生活課の窓口にて掲示する。

また、守山市ホームページでも公開する。

## 13 審査方法および審査基準

### (1) 審査員構成

プロポーザル等の審査は、次の6人の審査員が行う。

健康福祉部部長級、次長級	2人
健康福祉部すこやか生活課職員	3人
健康福祉部地域包括支援センター職員	1人

(2) 一次審査（書類審査）

- ・一次審査で選定される提案者は最大5者とする。
- ・審査結果は各提案者に対し、郵送で通知する。
- ・通知は、令和4年5月11日（水）の発送を予定している。

(3) 一次審査 審査項目

- ・事業実績（過去10年間で同種または類似業務の実績、計画の統合実績）
- ・計画書作成イメージ・編集力
- ・経済性（予算対比）

(4) 二次審査（プレゼンテーション）

- ・二次審査は、一次審査で選定された者（最大5者）について、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションは、本計画策定業務に携わる者（計画案作成や本市との連絡調整等を主として行う者）において行うものとする。
- ・プレゼンテーションの審査項目は次項(5)のとおりとする。提案書の追加については、令和4年5月20日（金）執務時間中までに、すこやか生活課に提出すること。提出方法は持参または郵送（提出期限必着）によるものとする。

(5) プレゼンテーション審査項目

- ア 計画策定にかかる現状把握（分析力）
- イ 計画策定にかかる住民意識調査（調査力・集計力）
- ウ 計画策定にかかる企画調整能力
- エ 計画策定にかかる重点項目およびその取組の視点
- オ 業務体制・業務管理の方法・市との連絡調整

(6) 二次審査日時

- ・令和4年5月25日（水）
- ・1提案者30分程度（質疑応答含む）
- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等については、別に通知する。

(7) 審査結果の通知

6月上旬に審査結果の通知文を発送する。

## 14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2) 支払条件

部分払い 有り（1会計年度内1回）

令和4年度分として、契約金額の最大40%程度を支払うものとする。

令和5年度委託業務完了時に、残額を支払うものとする。

**15 提案書等の取り扱い**

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却を行わない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合がある。

**16 提案に係る費用の負担に関する事項**

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

**17 問い合わせ先**

〒524-0013

守山市健康福祉部すこやか生活課 担当：岩波、金沢

電話 077-581-0201

FAX 077-581-1628

E-mail sukoyaka@city.moriyama.lg.jp